

記 者 提 供 資 料
2023 年 ( 令 和 5 年 ) 8 月 24 日
福祉局高齢者総合支援室 (浮田、福井) TEL:078-918-5091(内線 2276・2225)

## 介護保険料の遡及賦課誤りについて

年金天引きにより介護保険料を納付いただいている特別徴収において、所得税・住民税の更正申告などに伴い、2年前の介護保険料を遡って更正(変更)を行った一部の方に対し、保険料の賦課誤りが生じていることが判明しました。

### 記

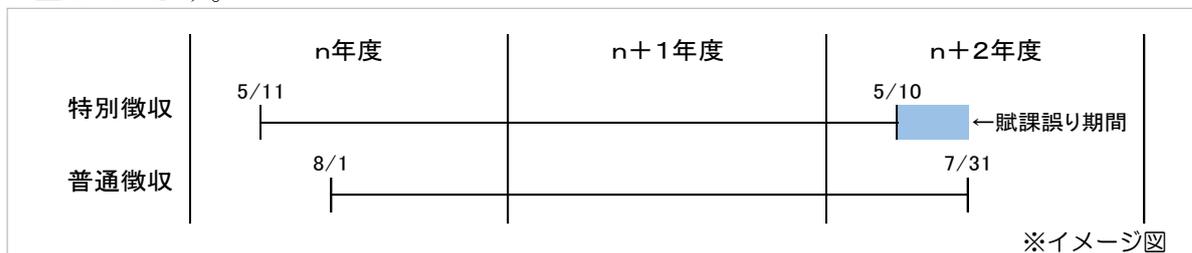
#### 1 賦課誤りの内容等

##### (1) 賦課誤りの内容

平成 27 年 4 月の介護保険法改正 (第 200 条の 2) により、介護保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期の翌日を起算日とし 2 年を経過した日以降は賦課することができないと規定されました。

この「最初の保険料の納期」について、介護保険システムでは、一律に普通徴収の第 1 期納期限のである 7 月 31 日 (令和 2 年度までは 6 月 30 日) として期間計算を行っていましたが、特別徴収については、「年金保険者が当該年度に徴収した保険料を市町村に納付する最初の期限である 5 月 10 日」であるとの見解が厚生労働省から示されました。

そのため、特別徴収において、本来遡れない期間に保険料の遡及賦課を行ったことによる誤りが生じています。



##### (2) 対象期間

平成 29 年度～令和 5 年度の遡及賦課実施分 (平成 27 年度～令和 3 年度保険料)

##### (3) 対象者数及び金額

過大徴収した人数及び金額	6名	66,215 円
過大還付した人数及び金額	17名	475,115 円

#### 2 対応について

保険料を過大に徴収した方には、お詫びの文書とともに還付手続き開始をお知らせする文書を発送し、速やかに保険料の還付を行います。

保険料を過大に還付した方には、時効により徴収できる期限を過ぎていること、賦課権が消滅していることから、保険料の返還は求めません。

#### 3 再発防止策

介護保険システムにより賦課権消滅判定起算日の設定を変更したうえで、さらに、賦課の期間制限に係る対象者のリストを出力することでの確認を行い再発防止に努めます。

また、法令改正時には適正な法解釈を行うとともに近隣市町やシステムの委託業者と情報を共有のうえ運用してまいります。